

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士 渡邊 大貴
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木1 - 9 - 10 アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	2024年1月26日
【提出日】	2024年2月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本電解株式会社
証券コード	5759
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（グロース）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	リー・チャン・ユン・グループ・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド (Lee Chang Yung Group International Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール（038988）、テマセク・ブールバード8、サンテック・タワー・スリー #32-04 (8 Temasek Boulevard #32-04 Suntec Tower Three, Singapore 038988)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2023年12月6日
代表者氏名	リー・ボーウェイ (Lee Bo Wei)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資持株会社

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-6271-9900

(2)【保有目的】

資本業務提携

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 2,259,200	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,259,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,259,200
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		2,259,200

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年1月26日現在)	V	11,309,111
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		19.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年1月26日	新株予約権 (第2回新株予約権)	2,259,200	19.98	市場外	取得	第三者割当 (新株予約 権1個につ き9,293 円)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

Lee Chang Yung Group International Pte. Ltd.と日本電解株式会社の間で2024年1月10日付で締結した資本業務提携契約において、(i)Lee Chang Yung Group International Pte. Ltd.による日本電解株式会社株式の保有割合（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する、日本電解株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使によりLee Chang Yung Group International Pte. Ltd.が取得し保有する日本電解株式会社株式の割合。以下同様とします。）が19.9%以上である場合には、Lee Chang Yung Group International Pte. Ltd.は日本電解株式会社の取締役1名及び独立取締役1名を指名する権利を有し、当該保有割合が15%以上かつ19.9%未満である場合には、Lee Chang Yung Group International Pte. Ltd.は日本電解株式会社の取締役1名を指名する権利を有すること（但し、日本電解株式会社株式の希薄化により当該保有割合が15%未満となったとしても、Lee Chang Yung Group International Pte. Ltd.が本新株予約権の行使によって取得した日本電解株式会社株式の全てを保有し続けている場合には、Lee Chang Yung Group International Pte. Ltd.は日本電解株式会社の取締役1名を指名する権利を有します。）、(ii)本新株予約権の譲渡の際に日本電解株式会社の取締役会の承認が必要であること、(iii)本新株予約権の行使によりLee Chang Yung Group International Pte. Ltd.が取得した日本電解株式会社の株式については、当該株式取得から3年間（以下「ロックアップ期間」といいます。）は、日本電解株式会社の取締役会による事前の書面合意がなければ譲渡等ができないこと、及び(iv)ロックアップ期間経過後も、日本電解株式会社の株式をOFAC規制の対象者や日本電解株式会社の一定の競合会社に対して譲渡しないことを合意します。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	209,947
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	209,947

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
ザイリス・インク（Xyris Inc.）	投資持株会社	リー・ボーウェイ（Lee Bo Wei）	イギリス領ヴァージン諸島	2	209,947

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地